

波田まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 この会は、波田まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、先人たちが築いた誇りある郷土を、未来を託す子どもたちに自信をもって引き継ぐため、新たなまちづくりを創造し、地域の多様な課題を、地域住民及び諸団体等が連携し、住民自らが主体性と連帯感を持って協働して解決しながら、「波田地区住民が生き生きと輝くまち」の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、行政と連携して次の事業を行う。

- (1) 健康増進・体力の維持向上等に関する事業
- (2) 災害等に備えた、安全・安心なまちづくりに関する事業
- (3) 安心して暮らせる福祉のまちづくりに関する事業
- (4) 自然環境の保護・保全と環境美化に関する事業
- (5) 地区内外の連携事業を協働して行う事業
- (6) 調査、研究及び企画並びに情報発信等に関する事業
- (7) 地区住民のための循環バス運行に関する事業
- (8) 本構成団体等の支援及び連絡調整に関する事業
- (9) その他、目的達成に必要な事業

2 本会は、前項の事業を推進するため、次の部会を設ける。

- (1) 総務部会
前項第1号第3号第5号第8号に関する事業
- (2) 地域連携部会
前項第2号4号に関する事業
- (3) 企画・情報部会
前項第6号に関する事業
- (4) 循環バス運行部会
前項第3号第7号に関する事業

3 部会は、同条第1項の事業を推進するため、まちづくり計画（事業計画）を策定し、本会の承認を得て推進しなければならない。

(組織)

第4条 本会の会員は、波田地区住民をもって組織する。

2 本会の運営は、町会連合会、町内公民館長会、各種団体の代表者及び公募会員をもって組織する。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、松本市波田4417番地1 波田地区地域づくりセンターに置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (町会連合会長)
- (2) 副会長 若干名 (町会連合会1年目副会長・町内公民館長会会長・その他、必要に応じて選出された者)
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部会長 4名
- (5) 事務・会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名 (波田地区選出市議会議員、町会連合会会長OB、町内公民館長会会長OB・まちづくり協議会会長OB等)

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 事務局長は、本会の運営及び事業の事務を統括する。
- (4) 部会長は、本会事業の運営及び活動を行う。
- (5) 事務・会計は、本会の事務及び会計を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計及び事業を監査する。
- (7) 顧問は、本会の運営及び活動の助言をする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とし、総会及び役員会は会長が、部会は部会長が招集する。

2 総会の議長は、総会出席者の中から互選により選出する。

3 総会を除く会議の議長は、役員会は会長が、部会は部会長がそれぞれ務める。

4 総会に、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事
- (3) 役員の仕事に関する事
- (4) 会則の制定改廃及び変更に関する事
- (5) その他会長が必要と認める事項

5 総会は本会の最高決議機関とし、第4条第2項の構成員で組織し、過半数の出席により開催することができる。

6 役員会及び部会は、必要に応じて開催する。

7 会議の議事は、出席者の過半数によって決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(経費)

第10条 本会の経費は、各戸からの負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業及び会計年度)

第11条 本会の事業及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(監査と報告)

第12条 監事は、事業及び会計の監査を行い、総会に報告する。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会に必要な事項は別に定める。

(附則)

この会則は、平成26年6月 2日から施行する。

この会則は、平成27年5月28日から施行する。

この会則は、平成28年5月27日から施行する。

この会則は、令和 2年5月29日から施行する。

この会則は、令和 5年5月 8日から施行する。